

都道府県事業等に係る都市負担金の 抜本的な見直しについて（要請）

本会においては、今般、都道府県事業に対する都市負担金、国直轄事業に係る都道府県負担金の一部として都道府県から負担を求められる都市負担金等についての協議方法・内容、積算内訳、そのあり方等について実態を調査した結果、「都市の意向が反映される実質的な事前協議と事業内容、負担率等の根拠、積算内訳等について納得できる協議が必要。」、「国・都道府県・市の役割分担の基本に沿った制度の廃止を含めた見直しが必要。」等の意見が多くを占めたところである。

この問題については、地方分権改革推進委員会の「国直轄事業負担金に関する意見」（平成21年4月24日）の中でも、「都道府県が市町村に求める同種の負担金についても、情報提供や負担のあり方をめぐって同じ問題がある。」との指摘があり、今回の調査結果は、この意見の指摘を裏付けたものとなっている。

また、6月3日の全国市長会総会においても、「国直轄事業負担金については、地方分権改革推進委員会の意見に沿って維持管理負担金の速やかな廃止などの改善を図るとともに、都道府県事業における市町村負担金や都道府県から市町村に対し一部転嫁されている国直轄事業負担金についても、事前協議の充実等の手続き面だけでなく、都道府県と市町村との役割分担の基本に沿った見直しを行うこと。」との決議を行っているところである。

については、国直轄事業負担金制度の見直しが進められているところであるが、都道府県事業等に係る都市負担金の抜本的な見直しについて下記のとおり要請するものである。

記

- 1 事業計画、事業決定、事業実施段階において都市の意向が反映される実質的な事前協議を行うこと。
- 2 事業内容、負担率等の根拠、工事費や事務費の積算内訳の明細を明らかにしたうえで納得できる協議を行うこと。
- 3 負担金の対象とすべき範囲は「事業の実施に直接要する経費」を基本とし、例えば国庫補助事業では対象とされていない人件費等は除外するとともに、事務費比率の制限等も設けること。
- 4 維持管理費は、原則として管理者が負担すべきとする地方財政法の趣旨にのっとり、管理主体である国又は都道府県が全額負担すべきものとし、維持管理に係る都市負担金については直ちに廃止すること。
- 5 都道府県事業に対する都市負担金及び国直轄事業に係る都道府県負担金の一部として都道府県から負担を求められた負担金等については、国・都道府県・都市との役割分担を明確化し、最終的には廃止すること。

なお、地方財政措置がなされている都道府県負担分については、財政秩序の観点から、都市負担金のあり方について早急に見直しを検討されたいこと。

平成21年7月8日

全国市長会